

○独立法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校 における公的研究費の不正防止計画

平成24年9月24日制定

改正 平成27年3月11日通達第7号

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、職業能力開発促進法第27条に定められた「職業能力開発及び向上に関する調査及び研究」等を行う他、公的研究費を活用して研究活動を行うにあたり、文部科学省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨、内容を踏まえ、公的研究費の管理・監査に関して、以下のとおり不正防止計画を策定し、これを確実に実施することにより、その適正な使用の徹底を図るものである。

なお、本計画は、公的研究費の不正使用の防止のための取り組むべき措置を掲げたものであり、不正を発生させる要因の調査・把握とともに、検証・評価を推進し、必要な見直しを行い、公的研究費の適切な使用を図るものとする。

1 公的研究費の不正使用の防止に向けた管理運営体制の整備等

- (1) 職業大における公的研究費の管理・運営を適正におこなうための責任と権限を明確にして、職業大内外に公表するとともに、本計画の推進等を担当する部署を設置する。
- (2) 「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における公的研究費による研究実施規則」（以下「研究実施規則」という。）に規定する最高管理責任者は、率先して本計画の実施に対応するとともに、自らが進捗管理に努める。
- (3) 職業大に、公的研究費の事務処理手続き（使用ルール等）に関する相談受付窓口及び公的研究費の不正使用に係る通報等窓口を設置し、職業大内外に公表する。
- (4) 職業大の全ての教職員は、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における研究活動に係る行動規範」を遵守するとともに、不正防止計画の確実な実施に努め、公的研究費の不正使用の防止を図るものとする。

2 不正使用の防止に向けた具体的な項目の実施

(1) 不正取引の防止

一般競争入札落札により契約締結に至った納入業者については、誓約書（別紙1）の提出を求めるものとする。

(2) 物品検収の確実な実施

- ① 職業大に納入される全ての物品検収は、「会計規程」に基づき定められた「契約に係る検査の実施に関する件」に基づき実施する。
- ② 物品検収の事務の流れについては、職業大の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図るものとする。
- ③ 不正防止計画推進委員会は、検収の状況を勘案の上、無作為抽出により事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認のための調査を実施し、検証する。
- ④ 納入業者が検収を適正に受けていない事実が明らかとなった場合は、必要に応じて取引停止等の措置を講じることができるものとする。

(3) 旅費の事実確認

- ① 出張者が復命書を作成するにあたり、必要に応じて次の事項を報告させる。
 - ア 研究打合わせ等の用務にあっては、復命書に打ち合わせ相手方の所属、氏名を記述すること。
 - イ 学会等出席の用務である場合は、大会要旨や当日の配布資料の一部を添付すること。
- ② 不正防止計画推進委員会は、無作為抽出により、事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認

のための検査を実施する。

(4) 雇用の事実確認

- ① 総務課は、雇用期間毎に出勤簿等の勤務状況を明らかにする資料等を、被雇用者本人（以下「本人」という。）に対して提出を求めることができるものとする。
- ② 総務課は、上記①の時又は必要に応じて、本人から提出を受けた資料の内容等について直接事実確認をすることができるものとする。
- ③ 不正防止計画推進委員会は、無作為抽出により、事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認のための検査を実施する。

(5) 内部監査体制の強化

- ① 内部監査責任者は、不正防止計画推進委員会と密接な連携を図り、また、独自の観点から、事前通告なしに、かつ、不定期に内部監査を行うこととする。
特に、旅費、謝金及び物品購入において、実体が伴わないものに対する経理・執行が行われることがないよう、重点的かつ厳密な点検を実施する。
- ② 内部監査責任者は、①を行った時は結果を取りまとめ、職業大の教職員に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な是正措置を講じるよう求めるものとする。

(6) 不正使用に係る通報等の取扱い

- ① 不正使用に係る通報等については、研究実施規則に基づき通報窓口を設け、適正に取り扱うものとする。
- ② 通報の窓口と併せて、上記①に基づきルールを職業大内外に周知・徹底を図り、通報等者の保護に関して十分留意すること。

(7) 教職員のコンプライアンス（法令遵守）の推進

研究実施規則及びその他職業大並びに高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める諸規程、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における研究活動に係る行動規範」、さらに本防止計画に係る（1）～（6）の取り組みの内容等について、周知徹底を図るための説明会及び研修（原則として全ての教職員を対象とする。）を開催する。

なお、前記研修等の受講後、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員から誓約書（別紙2）の提出を求めることとする。

3 不正防止計画の見直し

不正防止計画は、公的研究費の不正使用の防止のための取り組むべき項目を掲げたものであることから、常日頃から本項目を踏まえた取り組みを実行し、不正を発生させる要因の調査・把握に努め、その内容を検証・評価するとともに、必要がある場合は見直しを進めることとする。

附 則

この通達は、平成27年3月11日から実施する。

誓約書

当社（当法人）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（職業大）との取引に当たり、職業大が定めた公的研究費による研究実施規則等を理解し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、職業大が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。

なお、当社（当法人）に、職業大の調達に関する関係諸規程に反する行為が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校 校長 殿

（所在地）

（社名）

印

（代表者役職・氏名）

印

令和 年 月 日

公的研究費の使用にあたっての誓約書

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校 校長 殿

(自署)

私_____は、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における公的研究費による研究実施規則」、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における研究活動に係る行動規範」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校における公的研究費の不正防止計画」の内容を理解し、公的研究費により研究を遂行するにあたり、これらの関連規則等を遵守いたします。また、公的研究費が、国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、公的研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。加えて、もし規則等に違反して、不正を行った場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構や配分機関の処分及び法的な責任を負うことを約束いたします。